

条 例

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表東松山市の項中「百五十九人」を「百六十二人」に改め、同表狭山市の項中「二百四十四人」を「二百四十五人」に改め、同表深谷市の項中「二百六十五人」を「二百六十八人」に改め、同表上尾市の項中「三百十八人」を「三百二十五人」に改め、同表蕨市の項中「百三十三人」を「百三十五人」に改め、同表戸田市の項中「百六十一人」を「百六十三人」に改め、同表新座市の項中「二百十五人」を「二百十七人」に改め、同表桶川市の項中「百四十人」を「百四十六人」に改め、同表久喜市の項中「二百八十九人」を「二百九十人」に改め、同表北本市の項中「百四十六人」を「百四十九人」に改め、同表吉川市の項中「百十七人」を「百二十人」に改め、同表白岡市の項中「百二人」を「百五人」に改め、同表伊奈町の項中「六十六人」を「六十七人」に改め、同表毛呂山町の項中「七十五人」を「七十九人」に改め、同表滑川町の項中「三十九人」を「四十一人」に改め、同表宮代町の項中「五十三人」を「五十五人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十二月一日から施行する。